

【答申の概要】（諮問第260号）特定工事に係る入札評価資料等に関する文書の部分開示決定に対する審査請求

件名	特定工事に係る入札評価資料等に関する文書の部分開示決定に対する審査請求
本件対象公文書	特定の防潮堤整備工事を対象にした審査等様式集（様式-10）及び技術資料
非開示理由	別記2のとおり
実施機関	静岡県知事
諮問期日	令和6年4月5日
主な論点	・理由付記に不備がある非開示決定であるため、取り消すべきか。 ・本件開示請求に対し、実施機関が条例第7条第3号に該当するとして行った非開示決定について、非開示箇所を限定して部分開示決定を行わなかったことは妥当か。

審査会の結論

静岡県知事（以下「実施機関」という。）が別記2に掲げる対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）のうち、別記2-2及び別記2-4（以下、総称して「請求対象公文書」という。）に掲げる文書につき、その全部又は一部を非開示とした決定については取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

審査会の判断

(1) 請求対象公文書について

請求対象公文書は、令和4年8月に総合評価落札方式で実施した特定工事の入札（以下「本件入札」という。）において作成されたものである。

実施機関によると、総合評価落札方式とは、公共工事の品質確保と向上を目的として、価格と価格以外の要素（企業や技術者の技術力、社会的信頼性等）を総合的に評価する入札方式とのことである。本件入札では、入札時に入札参加者から技術提案に係る文書の提出を求め、各参加者の提案内容等を実施機関があらかじめ定めた評価基準に基づき評価をし、落札者を決定している。

別記2-2は、本件入札に係る評価項目及び配点等の技術提案における実施機関の評価の考え方を記載した評価基準に係る文書である。

また、別記2-4は、入札参加者が共同企業体情報や技術提案の具体的な内容を記載し、本提案の根拠となる図面や写真等の参考資料を添付して実施機関に提出した技術提案に係る文書である。当該文書は、実施機関が定めた様式にあらかじめ一定の事項（入札番号、工事名、施工場所、技術提案項目名、本工事における評価項目設定理由、前提条件、標準案）を記載した状態で本件入札公告の際に配布したものであるとのことである。

(2) 本件決定及び変更決定の妥当性について

審査請求人は、本件決定に係る別記2-2の理由記載及び請求対象公文書の全部を非開示としたことは違法である旨主張し、本件決定の取り消しを求めている。

これに対し、実施機関は、別記2-2については、本件決定時においてはその全部を条例第7条第6号に該当するとして非開示としていたが、本件審査請求受理後、その一部を開示する変更決定を行った。審査請求人は、当該変更決定後も審査請求を維持していることから、当審査会では、事案の一回的解決の要請も踏まえ、別記2-2に係る本件審査請求の対象となる処分は、原

処分の内容が実質的に変更された変更決定とする。また、実施機関は、別記２－４については、その全部を条例第７条第３号該当として本件決定を維持すべきであると主張していることから、請求対象公文書の見分結果も踏まえ、別記２－２に係る変更決定及び別記２－４に係る本件決定の妥当性について、以下審査する。ただし、別記２－２の理由記載については、実施機関は変更決定を行っているものの、審査請求人は本件決定時点における理由記載の違法性を主張していることから、本件決定時及び変更決定時の理由記載を併せて審査することとする。

ア 別記２－２の本件決定時及び変更決定時の理由記載について

- (ア) 開示請求に係る公文書の全部若しくは一部を開示するとき又は全部を開示しないときは、条例第１１条第１項又は第２項に基づき、当該決定をした旨の通知をしなければならず、この通知を行う際には、全部を開示する場合を除き、静岡県行政手続条例第８条と同様の趣旨を定めた条例第１２条第１項に基づき、当該決定をした根拠規定及び当該規定を適用した理由の提示を書面で行うことが必要である。この理由の提示の制度は、実施機関の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられたものであり、記載された理由が不十分な場合は、瑕疵ある行政処分となり、取り消すべきものとなる。
- (イ) 当審査会において、本件決定時の公文書部分開示決定通知書の「当該規定を適用した理由」欄の記載を確認したところ、「評価基準を公表することは、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすため。」と記載されており、非開示条項の規定をそのまま引用したに等しい内容が記載されているのみであった。
- (ウ) このような記載は、実施機関において、請求対象公文書がどのような理由で条例第７条第６号の非開示情報に該当すると判断したのかが当該通知書の記載から了知できるものとは認められない。このため、原処分となった本件決定の時点で瑕疵ある行政処分であったといえる。
- (エ) その後、実施機関は、審査請求後に原処分を変更する変更決定を行っているが、理由の提示の趣旨を踏まえると、そもそも審査請求後の段階で原処分における理由を実施機関が変更したとしても、このことによって、原処分における理由の提示の不備が遡って治癒されるものとはいえない。そのため、上記(ウ)の判断に影響を及ぼすものではないが、当審査会で変更決定時の理由記載についても確認したところ、「様式１０のＡ、ＡＡ、ＡＡＡ及び標準案の提案内容は、評価理由の基準となる部分であるため、静岡県情報公開条例第７条第６号に該当する。」と記載されており、単に非開示部分の性質と適用条項を述べたに過ぎない内容が記載されているのみで、上記(ア)に照らせば、理由の提示の要件を欠くものといわざるを得ないものであった。
- (オ) 以上のことから、別記２－２に係る本件決定及び変更決定は、実施機関の判断の慎重・合理性を疑わせるものであり、不服申立て等を行うに当たって、具体的効果的な主張をすることを困難にさせているものであるから、理由の提示の要件を欠くといわざるを得ず、条例第１２条第１項の趣旨に照らして瑕疵ある行政処分となるため、取り消すべきである。

イ 請求対象公文書の非開示部分について

上記アのとおり、別記２－２に係る本件決定及び変更決定は、取り消すべき決定と判断で

きるものの、審査請求人は、別記２－２に係る理由記載の違法性のほか、請求対象公文書の全部非開示の違法性を主張していることから、以下、請求対象公文書の見分結果を踏まえ、別記２－２の変更決定時及び別記２－４の本件決定時の非開示部分の非開示情報該当性について検討する。

(ア) 別記２－２（条例第７条第６号該当性）について

- a 当審査会において変更決定時点でもなお非開示維持としている部分について見分したところ、評定の考え方を記載したA、AA及びAAAの欄のうち、技術提案の評価に繋がる具体的な内容が記載されている箇所については、これらを公にした場合、入札参加者から提出された技術提案を評価するに当たっての評価方法の一端が明らかとなり、今後同様の入札案件で入札参加者が入札案件に対して保有するノウハウとは関係なく当該評価方法に即した高評価を受ける提案をすることなどが可能となるため、入札参加者が提出した技術提案内容の公正かつ公平な審査を妨げ、適正な入札事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報と認められる。
- b しかし、同欄のうち、単に「優れた工夫について記載がある」等の抽象的な記載がされている箇所については、これを公にしても今後同様の入札案件で高評価を受ける提案をすることが可能となる情報とは認められない。
- c また、標準案の欄に記載された情報は、審査請求人の主張及び上記(1)のとおり入札公告時に配布している別記２－４に含まれる情報と同様の情報であると認められる。実施機関により既に公にしている情報である以上、これを公にしても県の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報とは認められない。

(イ) 別記２－４（条例第７条第３号該当性）について

- a 実施機関は、当該文書は入札参加者の知的財産のため、条例第７条第３号に該当するとしてその全部を非開示としている。
- b 本文書を見分したところ、評価項目に関する提案内容が具体的に記載されている部分及び根拠となる参考資料については、各事業者がそれぞれ蓄積した経験や知見に基づいて作成しているものと思料され、その内容は、全体として事業者の独自のノウハウに当たるものといえることができる。
- c これらの内容を公にすると、以後の同種の入札において、競合他社等が容易に当該内容を模倣した技術提案を行うことが可能となり、競合他社等において対抗的な事業活動が行われること等により、技術提案を行った事業者の競争上の地位を害するおそれがあるものと認められる。
- d しかし、評価項目に関する提案内容が具体的に記載されている部分及び根拠となる参考資料以外の部分については、上記(1)のとおり入札公告時に実施機関が記載した情報や別記２－１の入札結果表に記載されている情報である。
- e 入札公告や入札結果表において実施機関が既に公にしている情報は、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報とは認められない。
- f また、本文書は、項目ごとに区分して構成された文書であることから、非開示情報に係

る部分とそれ以外の情報を分離することに物理的、技術的な困難を伴うような事情も見受けられない。

ウ 結論

以上のことから、請求対象公文書の全部又は一部を非開示とした決定を取り消し、請求対象公文書に記載された情報に応じて個々に非開示情報該当性を精査・検討し、一貫性のある整理と説明をもって、改めて開示決定等をすべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記1 開示請求の内容

特定の防潮堤整備工事を対象にした下記資料

- 1 入札調書（総合評価落札方式）一式
- 2 評価点内訳一式
- 3 全ての入札参加者名が記載された一覧表一式
- 4 技術者ヒアリングに係るヒアリング時の説明内容等を整理した帳票一式
- 5 提出された技術提案書を、転記整理した帳票一式
- 6 提出された技術提案書に記載された技術提案に対して、評価テーマ・課題項目別に評価点数等を記載した帳票一式
- 7 提出された技術提案書に記載された技術提案に対して、評価された技術評価点を集計し一覧にした帳票一式
- 8 その他、評価点内訳等を作成するための文書一式

別記2 本件対象公文書

No.	文書の名称	非開示部分	条例の根拠規定	当該規定を適用した理由
1	入札結果表（様式-13）			
2	審査等様式集（様式-10）	全て	第7条第6号	評価基準を公表することは、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすため。
3	審査等様式集（様式-11）			
4	技術資料	全て	第7条第3号	技術提案内容は入札参加者の知的財産であるため、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するため。

※ 別記2のうち、請求対象公文書は、No. 2及びNo. 4である。